

細部に立入つてみると、大きく分けて二つの論点があるといえるであろう。その一つは、製炭者が原木を薪炭林所有者に依存することによって従属し、あるいは資金関係（主として前渡金制度等）等によつて、労賃部分にまで食込むほどの高い原木代を支払わねばならない諸関係をもつて半封建制の論拠とするものである。他の一つは、薪炭林所有者による村落及び農民支配、原木販売の形態、そして流通過程の非近代性等を論拠とするものである。

土地＝原木を主要な生産手段とする製炭にあつて、その性格を基本的に規定するのは、いうまでもなく、地代＝原木代の性格である。したがつて、製炭をめぐる諸関係及び薪炭林所有の性格を規定するためには、原木代が、「剩余価値または剩余労働の唯一の支配的で正常な形態」⁽³⁾なのか、「利潤に制限されたもの」なのか、あるいは、その過渡的なものなにかにかかつている。なぜならば、原木代が利潤の分岐としてのそれであつたならば、たとえいかに非近代的諸関係がまといつこうと、それは近代的地代にはかならない。したがつて、製炭の諸関係及び薪炭林所有は近代的諸関係及び近代的土地所有にはかならないからであるし、逆に、原木代が余剰労働を吸いつくすものであつたならば、たとえいかに近代的姿態がみられようと、製炭及び薪炭林所有そのものは、近代的なものとはいえないからである。

3. 自営製炭の多くは、自給程度か、あるいはそれ以下の耕作をする農民が、家族労働力の燃焼のために従事するもので、それ自体独立した商品生産ではない。農業の不可欠の一部としての、いわゆる「副業」である。このことは、製炭の目的が、利潤にあるのではなく、労働力の価値実現にあることを示している。だからして、このような製炭者が薪炭林所有者に支払う原木代は、利潤に制限されたものでなく、労賃部分の控除によつて成立するものである。

4. 薪炭林所有は、いわゆる後進地帯に大規模に展開している。東北の名子地帯、中国の製鉄（タタラ）

地帯、南九州の企業製炭地帯等に広がるのがその代表例である⁽⁴⁾。これらに代表される薪炭林所有の成立は領主対直接生産者という基本的対抗関係に介在した、明治維新前の特權的林野占有が、そのまま認められたか、あるいは、それ以後に前期的商業活動によつて取得したかによるものである。したがつて、これは、封建制度そのものの否定によるものでなしに、封建制の再編として成立したものである。本質的には農民を奴隸とした領主権力の一部が、薪炭林所有者によつて再編されたものにほかならない。封建制度に寄生しそれを内部的に壊崩す点においては、純粹封建制の否定であるが、直接生産者である製炭者に寄生し、製炭者の自由な発展を阻止する点においては、反動的である⁽⁵⁾。したがつて、薪炭林所有は、純粹封建制そのものでもなく、まして近代的土地所有でもない、半封建的土地所有などである。

5. 以上のごとく、製炭原木代は、労賃部分の控除と直接生産者である製炭者に寄生する薪炭林所有者との収受によつて成立する。それ故、この原木代は、「全剩余価値を吸いつくす」ものとなるのである。かくして、製炭によつて成立する原木代は、純粹封建的地代ではないが、封延地代の範疇たる半封建的地代であり、したがつて、製炭をめぐる諸関係は、半封建制のもとにおかれ、薪炭林所有そのものは、半封建的土地所有であると結論しうるであろう。

参考文献

1. 60年センサス；林業調査報告書 18ページ参照.
2. 井上晴丸、阪本楠彦、小池基之、鈴木尚夫、船越昭治、岡村明達、その他諸氏の論文、論稿を参照.
3. マルクス；資本論（長谷部訳青木版）第3巻第6編第47章.
4. 鈴木尚夫；大林野所有における育林生産の構造 第2節（日本林業の生産構造一倉沢編所収）参照.
5. 栗原百寿；農業問題入門第3章第3節参照.

4. 天然牧野における経営改善と問題点

宮崎大学農学部 宮戸 元彦

まえがき

我が國の牧野面積は137万haに及び、採草地、放牧地

の面積は相半ばしている。その牧野の大部分は天然牧野に屬し、東北、北海道、その他極一部に人工牧野が見られ、この点米国の Range と同じ形態であるが、

最近米国においても人工牧野の造成が進んでいる。米国以外は人工牧野に重点がおかれ、最近の諸外国及我国における草地の研究も殆んど人工牧野に関するものであるが、この点乳牛に重点をおく酪農経営が中心となるため、我国においても最近酪農が盛んになる傾向から見て、人工牧野の造成が最も必要と考えられるが、牧草栽培技術と造成に要する莫大な資本の点より早急に人工牧野に切替えることは不可能で、酪農地域より先ず取り上げる必要があり、市場に近い地域に限られる。残りの大部分は牧野の管理経営の改善により改良牧野に誘導し、質、量共に優れた天然の野草を増産し、役肉牛の生産の場として有利に天然牧野を利用すると共に、技術的、経済的に可能の範囲において人工牧野を拡張することが我国の牧野の現状においては適切な方法で、天然野草を無視して畜産の発展はあり得ない。日本の牧野は畜産の発展の歴史、管理経営の方式から見ても粗放な原始的な域にあり、特に放牧地における荒廃は、甚だしいものがある。戦後経済の発展、食生活の改善により、畜産物の需要も増加し、畜産も企業としての発展が期待されるのであるが、そのためにはコストの高い従来多用していた濃原飼料を安い有効な栄養価を持つ粗飼料、即ち生草に切替え、省力多頭経営の方針に従い牧野を原則として放牧地として経営することが必要である。

以上の経営方針に基き今後天然牧野の経営に関する改善の点は、(1)採草の時期と飼料価値、(2)採草の適期と採草量および草勢の維持、(3)火入、(4)家畜の種類と喫食性、(5)放牧頭数、(6)放牧方式、(7)有害有毒植物の除去、(8)補充飼料、(9)混牧林業、(10)庇蔽林の造成、(11)混牧農業、(12)施肥、灌漑、排水、(13)人工牧野の造成、(14)車道、牧道、水飲場、牧柵の造成、(15)土壤保全等多くの問題があるが、牧野経営の共通的な問題点として(5)(6)(9)について述べることとする。

(I) 放 牧 頭 数

牧野の草生を維持するためには適正なる放牧頭数を決定することが最も重要であるが、このためには1日の家畜の食草量、放牧日数、牧野の草位面積当たりの採草量とさらに草勢を維持するため、終牧後繁殖のため結実せる草が必要最小限度に残存する必要がある。我国においては大迫氏の研究により中等地(0.1ha当たり37.5kg 生草量)にては草生維持のため4割の余裕面積を附し、160日放牧する場合、壯牛1頭につき2.26haを要し、ドイツのチロール地方においても中等地において規約により壯牛1頭2.60haと定められている。米国の天然牧野においては終牧後種子を生産するに必要な

牧草が少くとも25%残存するように放牧頭数をコントロールするようにしている。

以上は実験的に求められた数字であるが、要するに草地の植生を常に観察し、後退の兆のある場合は放牧頭数、放牧方式をコントロールして植生の回復をはかることが必要で、我国の放牧地の場合チガヤ型以下に植生が後退しないよう維持する必要がある。

(II) 放 牧 方 式

放牧方式には年中放牧、全期放牧、輪換放牧、待期放牧、待期輪換放牧、ホーヘンハイム方式(ドイツ)等あるが我国および米国の西部地域で古くから一般に実施されているのは全期放牧で草の生育期間を通じて同一地域に自由に放牧する方法で優良草が好んで喫食されて減退し不良草の侵入を招き、平均に草地を有効に利用することが不可能で植生が後退し草質、量が減退する。草の維持、回復のためには今後輪換放牧、待期放牧の方式を採用する必要があり、そのためには牧柵、水飲場の施設を必要とする。

(III) 混 牧 林

畜産が企業として発展するためには飼養費の安い生草の増産が急務であるが、現在残された草資源を有効に利用できる地域は森林下の下草である。林内放牧により、林下の草資源を有効に利用し、林木に損傷を与えることなく林業と畜産業を両立し、同一林地より林業収益「畜産収益を得ることが混牧林業の目的で、米国の国有林は一定の使用料を定めて林内放牧を許可し、林下の草資源を有効に利用している。我国においても国有林においてその例が見られるが、20年生以上の林分に適用されている場合が多い。下草利用の面から見れば20年生以下の幼令林に草資源は遙かに豊富であるが、蹄傷其他林木の更新に障害を与えることが問題でこの点に関する研究も少く合理的な林内放牧については今後の研究にまつものが多いのであるが、米国の場合マツ類、トウヒ類、トガサワラ林の皆伐跡地の牛の放牧は、過放牧でない限り稚苗の更新を助け、火災の危険を少くする。これに反し広葉樹林の場合は、喫食され枯損が多く被害が激しいと Sampson は述べている。日本においても林業試験場、東北支場が広葉樹林の皆伐跡地に放牧して得た中間報告では軽度の牛の放牧は萌芽の更新に殆んど支障のないことを報告している。山羊、羊は皆伐跡地の林内放牧は被皆激甚であるが牛は草を好み、針葉樹の葉を好みないので、スギ、ヒノキ、マツの植栽直後の造林地にも軽放牧ならば放牧可能で草資源利用と下刈りの経費の節減にもなるのではないかと思料されるが、今後の研究課題である。